

令和6年9月定例農業委員会議事録

1. 日 時 令和6年9月9日(月) 16:00~17:04

2. 場 所 本山町役場 議員控室

3. 出席委員 (11名)

1番	河邑 一雄 (職務代理者)
3番	右城 雄一
4番	田岡 勇二
5番	澤田 耕一
6番	真鍋 朋三
7番	津田 洋介
8番	松葉 晶夫
10番	澤田 博
11番	伊藤 彰信
12番	松村 茂雄
14番	川村 隆重 (会長)

4. 欠席委員 (1名) 9番 澤田 久典

5. 出席推進委員 (2名) 和田 裕盛 前田 慎也

6. 欠席推進委員 (0名)

7. 農業委員会事務局

局 長	田岡 明
書 記	上村 有美

8. 議事日程

議事録署名委員の指名 6番 真鍋 朋三 7番 津田 洋介

会議書記の指名 事務局書記 上村 有美

- 第1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について
- 第4 農地法第3条の3(相続等による権利移動)について
- 第5 利用権の修了(農用地利用集積計画)について
- 第6 その他の件
 - ・連絡事項等
 - ・その他

事務局： ただいまより、令和6年9月定例会を開会いたします。

それでは、会長の議事進行で会議を始めたいと思います。
よろしくお願いします。

会 長： 挨拶・・・

それでは、令和6年9月の定例会を始めたいと思います。議事録署名委員は、6番、真鍋朋三委員と7番、津田洋介委員をお願いします。書記につきましては、事務局の上村となります。

それでは、議事に入ります。

議題1番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題1番「農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。

審議番号1番、P1をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P2、3参考資料)
現地はP2となり、場所は4区上街の町営住宅桜ヶ丘ハイツの南西となります。
譲受人は農作業歴2年、農業従事日数300日で、現況、柚子の木が何本かあり、引き続き樹園地として管理する計画であり、問題ないと考えます。

現地確認は、令和6年9月4日に 澤田博委員と松葉晶夫委員にお願いしました。尚、確認されました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委 員： 補足説明。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、議題1番 審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題1番 審議番号1番については承認されました。

続いて、議題1番 審議番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、審議番号2番について説明をさせていただきます。

審議番号2番、P1をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P4、5参考資料)
現地はP4となり、場所は4区の嶺北消防署向かい、国道439号をまたいだ南側になります。
譲受人は農作業歴12年、農業従事日数300日で、引き続き水稻作付する計画であり、問題ないと考えます。

現在、利用権で●さんが設定していますが、●さんとは話をしているということで調整はついています。来年は譲受人が作付けをすることとなっているので、利用権設定期間は令和8年12月31日までになっているので、解約の手続きをすすめることとなります。

現地確認は、令和6年9月4日に 澤田博委員と松葉晶夫委員にお願いしました。尚、確認されました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委員： 特にありません。

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手

会長： 全員賛成ですので、審議番号2番については承認されました。
つづきまして、審議番号3番については●委員の関連案件ですので、退室をお願いします。

(● 退室)

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、審議番号3番について説明をさせていただきます。

審議番号3番、P1をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P6、7、8参考資料)
現地はP6となり、場所は古田集会所の西側となります。古田高角連絡線を高角から古田に向けて行くと国見山に行く十字路があり、その十字路より国見山行きの道路100メートルほど行った場所となります。
譲受人は、農作業歴は0年ですが、農業従事日数は250日です。ジャガイモなど自家用野菜の耕作計画がでており、問題ないと考えます。

現地確認は、令和6年9月6日に真鍋朋三委員と松葉晶夫委員にお願いしました。尚、確認されました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委員： 特にありません。

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手

会長： 全員賛成ですので、審議番号3番については承認されました。

それでは、●委員の入室を認めます。

つづきまして、議題2番、「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題2番について説明をさせていただきます。

P9をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P10、11参考資料)
現地はP10となり、場所は下関の集落活動センターなめかわの北側となります。
この案件は、昨年11月定例農業委員会で農業振興地域整備計画の変更で提出されていた案件です。除外されたので、今回、農地の転用ということで提出されています。申請地は15年以上耕作されておらず、現状は雑種地となっています。譲受人が自己住宅を建築する計画

です。隣接地所有者や排水に関する同意書もとっているのです、問題ないと考えます。

現地確認は、昨年11月除外の際に、現地確認を行っており、その後、変更がないことを9月3日、松葉晶夫委員に確認をお願いしました。

尚、確認されました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委 員： 問題ありません。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、議題2番、「農地法第5条の規定による許可申請について」、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題2番については承認されました。

つづきまして、議題3番「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について」審議番号1番から4番について、事務局より一括で説明をお願いします。

事務局： それでは、議題3番、審議番号1番から4番について一括で提案いたします。
審議番号1番、P12をご覧ください。（資料に基づき説明）（P13参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号2番は、P12をご覧ください。（資料に基づき説明）（P14参考資料）本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号3番は、P15をご覧ください。（資料に基づき説明）（P16参考資料）本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号4番は、P15をご覧ください。（資料に基づき説明）（P17参考資料）本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、審議番号1番について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、審議番号1番については承認されました。
続いて、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、審議番号2番については承認されました。
続いて、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、審議番号3番については承認されました。

続いて、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員：挙手

会長：全員賛成ですので、審議番号4番については承認されました。

つづきまして、審議番号5番については●の関連案件ですので、●の退室をお願いします。

(● 退室)

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、審議番号5番について提案いたします。

P18をご覧ください。(資料に基づき説明) (P19参考資料)

本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

無ければ、審議番号5番について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員：挙手

会長： 全員賛成ですので、審議番号5番については承認されました。

それでは、●の入室を認めます。

(● 入室)

つづきまして、審議番号6番については、●委員の関連案件ですので、退室をしております。

(● 退室)

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、審議番号6番について提案いたします。

P20をご覧ください。(資料に基づき説明) (P21参考資料)

本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

借賃、現物支給は10aあたり30kgで訂正をお願いします。

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

無ければ、審議番号6番について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員：挙手

会長： 全員賛成ですので、審議番号6番については承認されました。

それでは、●委員の入室を認めます。

(● 入室)

続いて、議題4、農地法第3条の3（相続等による権利移動）について事務局より報告をお願いします。

事務局： それでは、まず農地法第3条の3とは、相続により農地を取得した場合は、農業委員会に届出をする必要があります。農地法3条と違って、農業委員会の許可を受ける必要はないので、ここでは、報告とさせていただきます。
P22をご覧ください。(資料に基づき報告)

会 長： 議題4について事務局より報告がありました。

続いて、議題5の利用権の終了について事務局より報告をお願いします。

事務局： それでは報告いたします。
P23をご覧ください。(資料に基づき報告) (P23～24)

会 長： 議題5について事務局より報告がありました。

続いて、議題6番「その他の件」にうつります。
各委員より報告があればお願いします。

会 長： 事務局より何かございませんか。

事務局： 事務連絡

会 長： 次回定例会について事務局より提案をお願いします。

事務局： 次回定例会ですが、定例会は毎月10日前後に行っていますが、来月は10月16日(水)午後1時30分から高知県農業会議主催の農業委員会全員研修会がオンラインで開催されることから、研修会後に行いたいと思いますが、どうでしょうか。稲刈りの時期で大変忙しい時期だとは思いますが。

会 長： 事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： それでは次回日程は、事務局提案どおりをお願いします。
他に何かございませんか。

委 員： ございません。

9月定例農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。